

標題:

IMO 第 47 回海洋環境保護委員会(MEPC 47)
- 船舶の構造にかかる技術事項関連

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0457

発行日 2002 年 5 月 25 日

各位

平成 14 年 3 月 4 日から 8 日に開催された IMO 第 47 回海洋環境保護委員会(MEPC 47)での審議事項について、以下のとおり簡単に御紹介致します。なお、今次会合においては条約等強制要件の採択(最終決定)はありませんでした。

1. Agenda item 2-Harmful aquatic organisms in ballast water

(新条約案の審議)

- (1) 海洋環境への有害水生生物拡散防止のための「船舶のバラスト水及び沈殿物の排出規制及び管理に関する新条約案」について、「規制の枠組み」と「バラスト水管理基準」に関する審議が行われました。
- (2) バラスト水交換はこれまで暫定的なバラスト水管理の方法とされてきましたが、現時点で実用的なバラスト水処理装置がないこと、2003 年の外交会議での条約採択を目標としていることを考慮し、バラスト水交換をバラスト水処理と同様に正式なバラスト水管理の方法とすることで合意されました。また、バラスト水交換基準の現時点で実行可能な数値として、95%の生物の死滅を採用することで合意されました。しかしながら船舶に具体的にどのような装置を設置するのか、Ballast tank の配置及び強度要件をどのようにするのかといった具体的な事項は決定に至っていません。また、2003 年の外交会議で採択されたとしても、具体的にいつ効力を発するか現時点では予測不能です。
- (3) (MSC/MEPC Circular)
非強制要件として作成された MSC/MEPC “Circular on Design suggestions for ballast water and sediment options in new ships”が審議され承認されました。Ballast 交換を行う場合の船舶の設計上の注意事項が記されておりますが、条約と異なり強制要件ではなく、また具体的な基準も明記されていない「一般的注意事項」という性格にとどまっておりますが、設計上の注意事項として
 - (i) Sea chest
 - (ii) Ballast water suction piping
 - (iii) Sea suction strainers
 - (iv) Ballast pumps
 - (v) Ballast tanksについて簡単に触れられています。

2. Agenda item 4-Prevention of air pollution from ships

SO_x, NO_xについてはMARPOL Annex VIとして既に採択されており、条約の発効待ちですが、温室効果ガスについては、2003 年秋の IMO 総会へ向けて、CO₂ ガス削減についての戦略を立てることになりました。また、SO_x 規制の実施に関係して燃料サンプリングのガイドラインが MEPC Circular として承認されています。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. Agenda item 6-Interpretation and amendments of MARPOL 73/78 and related Codes

昨年採択された MARPOL 条約の改正については、異議通告期間内に反対を唱えた国はなく、予定どおり 2002 年 9 月 1 日に発効することになっておりますが、実施の詳細及び解釈等に関して以下のとおり議論がありました。

(1) (CAS Model Survey Plan)

2001 年の MARPOL 条約の改正(MEPC.94(46))で Single Hull Tanker の延命処置の要件として要求される CAS (Condition Assessment Scheme)の実施にあたり、CAS Model Survey Plan を MEPC として作成しましたが、MEPC.94(46)が発効する前に CAS を受けるタンカーがあることから、本 plan をとりあえず MEPC サーキュラーとして回章することになりました。正式な決議 MEPC.94(46)の改正案は次回 2002 年 10 月の MEPC48 で採択される予定です。この MEPC Circular には、

- (i) A Guidance Note for the Safe Conduct of CAS Surveys which has been developed for safe conduct of CAS Surveys, including protection of individuals involved
(検査において安全のために必要とされる検査準備、足場や検査道具等の具体的な要件等)
- (ii) CAS Schedule giving a flow chart diagram and time scales for the CAS
が添付されています。

(2) (改正 MARPOL 条約の解釈)

2001 年 4 月に決議 MEPC.95(46)で改正された MARPOL I/13G 規則の解釈については、以下のとおり問題が提起され議論されました。

(i) 20,000DWT～30,000DWT の重質油を運送するプロダクトタンカーの Category

そもそも Category 1 と Category 2 の区別は、Pre-MARPOL 船であるかどうかという区別よりも、SBT-PL (分離バラストタンクを防護的に配置)を行ったかどうかという議論で始まっており、この区分けによれば SBT-PL が要求されていない 20,000-30,000DWT のプロダクトタンカーは、Category 1 ではないかという疑問が呈されていました。新 13G 規則の Category 分けのもととなったフランス等3カ国提案文書(MEPC45/7/3)の中では、Category 1 か 2 は SBT/PL の配置がなされているか否かで分けられていたことから、当該タンカーは同文書では Category 1 と区別されることとなります。しかしこの見解に対し、各国において該当するタンカーの隻数、それらが Category 1 になった場合の影響調査を行う必要があるとの理由から、今回合意に至らず次回再度検討することとなっています。

(ii) 主要な改造

Category 1 タンカーに SBT を配置する改造は、主要な改造には該当しないことと解釈されました。当該改造を行った場合 Category 2 になるか否かについては、新船に要求される 13, 13B, 13E, 18(4)規則の要件に適合した場合のみ Category 2 となることとなりました。

(iii) Phase out の不合理

引き渡し日が異なるタンカーが同じ時期にフェーズアウトさせられる不合理については、フェーズアウトスケジュールを決める際に認識されていたことであり、これ以上議論しないことが合意されました。

(iv) 旧規則の適用が新規則で猶予される問題

1973 年以前に引き渡しされたタンカーの船令 30 年を超えた場合の運航については、現行の 13G 規則によるフェーズアウト日が、例え新規則でのフェーズアウト日以降であってもも継続して運航を認めないことが確認されました。

(次頁に続く)

4. Agenda item 7-Harmful effects of the use of anti-fouling paints for ships

昨年 10 月に採択された International Convention on the control of harmful anti-fouling systems on ships により、旗国あるいは関係国（船舶を実際に運航している、造船所が位置している国等）は、条約が発効すればこの要求に従い有害な船底塗料の使用を禁じなければなりません（2003 年より新規使用の禁止、2008 年より既に塗布されているものも全面禁止）、現時点で発効予定の見通しが立っておらず、また、実施に当たっての詳細を詰める必要があるため、第 10 回 FSI 小委員会（2002 年 4 月）で以下について検討することになっています。

- (i) Guidelines for brief sampling of ships' anti-fouling systems
- (ii) Guidelines for inspection of ships' anti-fouling systems
- (iii) Guidelines for survey

お問い合わせ先

本 Information 全般に関して	国際室 (Tel: 03-5226-2038 / Fax: 03-5226-2039)
Agenda item 6 – Interpretation and amendments of MARPOL 73/78 and related Codes に関して	検査技術部 (Tel:03-5226-2027 /Fax: 03-5226-2029)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会（ClassNK）

本部 管理センター 国際室

住所： 東京都千代田区紀尾井町 4-7（郵便番号 102-8567）

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2039

E-mail: xad@classnk.or.jp